

第2期決算および分配金のお支払いについて

アレス・グローバル・ハイールド債券ファンド
(為替ヘッジなし/年4回決算型)

平素は「アレス・グローバル・ハイールド債券ファンド（為替ヘッジなし/年4回決算型）」（以下、当ファンド）をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。さて、当ファンドは2025年4月24日に第2期決算を迎えましたので、当ファンドの実質的な運用を行うアレス・マネジメントから提供を受けた情報を基に市場動向や運用方針等と併せてご報告いたします。

分配実績（1万口当たり、税引前）

第2期決算（2025年4月24日）の分配金額は基準価額水準等を勘案した結果、110円としました。なお、分配金お支払い後の基準価額は9,227円となりました。

| | 第1期 | 第2期 | 設定来累計 (2025/4/24まで) |
|-----------------------|--------------|----------------|------------------------|
| | 2025/1/24 | 2025/4/24 | |
| 分配金 (対前期末基準価額比率) | 0円 (0.0%) | 110円 (1.1%) | 110円 (1.1%) |
| 騰落率 (税引前分配金再投資ベース) | 2.3% | -8.7% | -6.6% |

(注1) 「対前期末基準価額比率」は、第2期の分配金（税引前）の前期末基準価額（分配金お支払い後）に対する比率で、当ファンドの収益率とは異なります。第1期と設定来累計の欄は、それぞれの分配金累計（税引前）の設定時10,000円に対する比率です。

(注2) 「騰落率」は税引前分配金再投資基準価額を基に算出したものであり、実際の投資家利回りとは異なります。

分配方針

- 年4回（原則として毎年1月、4月、7月、10月の24日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、分配を行います。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

基準価額と純資産総額の推移（2024年10月28日（設定日）～2025年4月24日）



(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

(注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは7ページをご覧ください。

足元の市場動向

- 2025年のグローバル・ハイールド債券市場は、3月までは堅調に推移していたものの、足元ではトランプ政権の関税政策に対する不確実性の拡大などにより一時下落しましたが、その後は値を戻しています。
- 2025年4月2日、トランプ大統領が発表した相互関税の導入により、クレジット市場も大きく下落し、社債スプレッド（国債に対する上乗せ金利）はこれまでの縮小トレンドが反転し拡大しました。4月9日には一部の国において相互関税措置を90日間停止するとの発表をうけて拡大のペースは落ち着きをみせましたが、足元（2025年4月23日現在）の社債スプレッドは3.8%と2025年初来で大きく上昇しています。
- ハイールド債券市場においては、関税政策に対する根強い警戒感が残っています。米国市場および欧州市場ともに低格付の債券、残存年数が短い債券、景気感応度の高い企業やセクター、関税の影響を受けやすい輸出入に関連する企業やセクターの下落幅が大きくなりました。関税政策を巡る不透明感が残るため、当面はボラティリティの高い展開が続くとみられます。

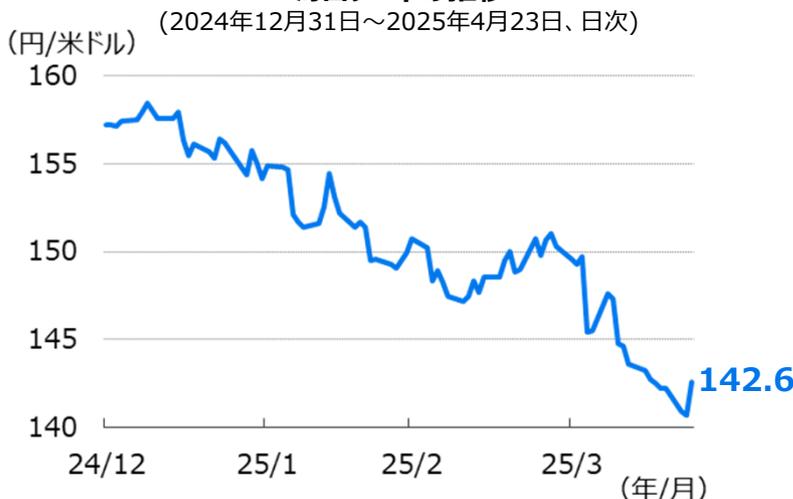
グローバル・ハイールド債券の推移
(2020年12月31日～2025年4月23日、日次)



社債スプレッドの推移
(2020年12月31日～2025年4月23日、日次)



為替レートの推移



- 2025年初来の為替は、日米の金利差縮小などから米ドル安・円高が進行し、4月2日にトランプ大統領が発表した相互関税の導入を受け、投資家のリスク回避姿勢が強まったことなどから円高がさらに進みました。

(注1) グローバル・ハイールド債券はICE BofA Global High Yield Index (米ドルベース)を使用。

(注2) 社債スプレッドは、ICE BofA Global High Yield Indexのオプション調整後スプレッド (OAS)。

(出所) Bloomberg、ICE Data Indices, LLCのデータを基に委託会社作成

※上記は過去の実績、当資料作成時点の見通しであり、当ファンドの将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。見通しは今後、予告なく変更することがあります。

今後の見通しと運用方針

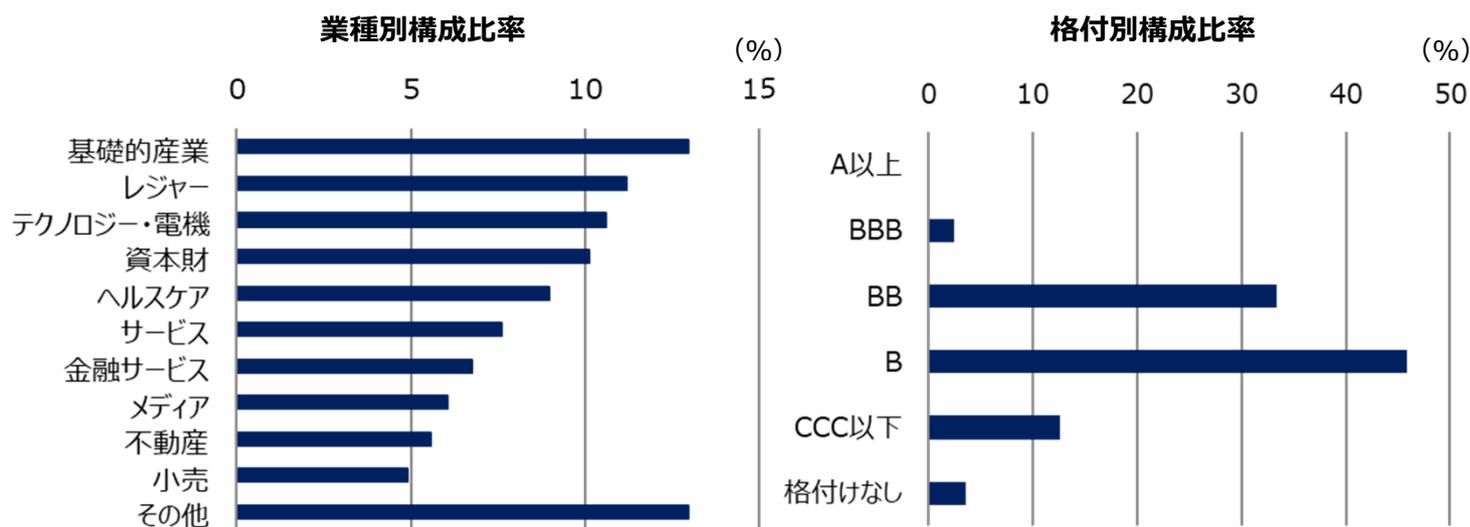
- トランプ政権の関税政策により、現在の自由貿易を前提とする世界経済が変化し、今後は関税やインフレの影響などから、経済成長の見通しが大きく修正されると考えています。
- 経済や市場の動向を表すセンチメントは急速に悪化しており、特に景気敏感な企業やセクターが影響を受けています。現在の環境下では、**各企業のセクター内での競争優位性やクレジットクオリティ（信用の質）に注意し、下落時には割安に投資できるよう、一定のキャッシュを保有しています。**米国市場では、**関税の影響が小さいと考えられるテクノロジー、ヘルスケアセクターに着目しています。**欧州市場では、**景気に敏感なセクターや銘柄への投資を抑制し、新規発行の債券や残存年数の短い変動金利債券に着目しています。**

ポートフォリオ概況（2025年3月末現在）

| 資産構成比率 | | ポートフォリオ概況 | | 組入上位5カ国・地域 | |
|----------------|------|-----------|------|------------|------|
| 通貨 | (%) | 特性値 | | 国・地域 | (%) |
| 債券 | 97.8 | クーポン | 5.4% | 1 米国 | 71.4 |
| 現金等 | 2.2 | 残存年数 | 4.2年 | 2 フランス | 4.1 |
| 通貨別構成比率 | | デュレーション | 3.0年 | 3 オランダ | 3.3 |
| 通貨 | (%) | 最終利回り | 7.0% | 4 アイルランド | 3.1 |
| 米ドル | 78.8 | 平均格付 | B | 5 英国 | 3.1 |
| ユーロ | 17.2 | | | | |
| 英ポンド | 1.7 | | | | |

※ポートフォリオ概況の各数値は組入投資信託が保有する各銘柄の数値を加重平均した値です。

* 現金等を除く。



(注1) 格付けは主要格付機関の格付けに基づいています。

(注2) 平均格付とは、組入投資信託が保有している証券にかかる信用格付を加重平均したものであり、ファンドの信用格付ではありません。

(注3) 米ドル建て以外の通貨は米ドルヘッジ前。

(注4) 業種はICEの分類による。

(注5) 構成比率は、組入投資信託の純資産総額を100%として計算しています。数値は四捨五入の関係上、合計が100%とならない場合があります。

※上記は過去の実績、当資料作成時点の見通しおよび運用方針であり、当ファンドの将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。見通しおよび運用方針は今後、予告なく変更することがあります。

ファンドの特色

※ 各ファンドの略称として、それぞれ以下のようにいうことがあります。

アレス・グローバル・ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジなし/年1回決算型）：（年1回決算型）

アレス・グローバル・ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジなし/年4回決算型）：（年4回決算型）

1. 主として世界のハイイールド債券に投資します。

● 運用にあたっては、個別債券の発行体に対する徹底したクレジット分析を行います。また、クレジット分析に加えて、ESGに着目した発行体分析も活用します。

● 投資先企業へのエンゲージメントを通じて、責任ある企業行動を促し、企業のESGリスク管理を強化します。

※ 投資対象とする外国投資信託は米ドル建てで運用されます。米ドル以外の通貨建ての債券等へ投資する場合には、原則として対米ドルで為替取引を行うことにより米ドルに対する為替変動リスクの低減を目指します。

2. 実質的な運用は、クレジット資産への投資に強みのあるアレス・マネジメントが行います。

● 世界のハイイールド債券の実質的な運用は、アレス・キャピタル・マネジメント II エルエルシーが行います。

3. 実質組入外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行いません。

● 基準価額は為替変動の影響を受けます。

4. （年1回決算型）と（年4回決算型）の2つのファンドからお選びいただけます。

（年1回決算型）

● 原則として、毎年10月24日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。

（年4回決算型）

● 原則として、毎年1月、4月、7月、10月の24日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。なお、第2期決算日（2025年4月24日）から分配を行う予定です。

※ 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※ 販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

● 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。

● 運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。

● 投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

● 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

■ 債券市場リスク

【債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です】

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

ハイイールド債券は、一般的に高格付けの債券と比べて高い利回りを享受できる一方で、発行体からの元金支払いの遅延または不履行（デフォルト）となるリスクが高いとされます。

デフォルトあるいはその懸念が生じた場合、ハイイールド債券の価格は大きく下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

■ 信用リスク

【債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です】

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 為替変動リスク

【円高は基準価額の下落要因です】

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

■ カントリーリスク

【投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です】

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

■ 流動性リスク

【市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です】

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

〔分配金に関する留意事項〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- 外国投資信託証券から有価証券に投資する場合、日本の投資信託証券から投資を行う場合に比べて税制が不利になる場合があります。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

お申込みメモ

購入単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額

購入代金

販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額

換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

信託期間

無期限（2024年10月28日設定）

決算日

（年1回決算型）

毎年10月24日（休業日の場合は翌営業日）

（年4回決算型）

毎年1月、4月、7月、10月の24日（休業日の場合は翌営業日）

収益分配

（年1回決算型）決算日に、分配方針に基づき分配金額を決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

（年4回決算型）決算日に、分配方針に基づき分配を行います。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

（共通）

分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

課税関係

- 課税上は株式投資信託として取り扱われます。
- 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。
- 当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

お申込不可日

以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。

- ニューヨークの取引所の休業日
- ロンドンの取引所の休業日
- ルクセンブルグの取引所の休業日
- ニューヨークの銀行の休業日
- ロンドンの銀行の休業日
- ルクセンブルグの銀行の休業日（半休日を含む）

スイッチング

販売会社によっては、（年1回決算型）および（年4回決算型）の間でスイッチングを取り扱う場合があります。

また、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料
購入価額に**3.30% (税抜き3.00%) を上限**として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 信託財産留保額
ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬）
ファンドの純資産総額に**年1.133% (税抜き1.03%)**の率を乗じた額です。
※投資対象とする投資信託の運用管理費用を含めた場合、**年1.633%～年1.833% (税抜き1.53%～1.73%) 程度**となります。ただし、投資対象とする投資信託の運用管理費用は、料率が把握できる費用の合計であり、上記以外の費用がかかる場合があります。また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回る場合があります。
ただし、投資対象とする投資信託においては、受益者が負担する運用管理費用の上限が定められており、上限を超える部分については、投資顧問会社または副投資顧問会社が負担します。詳しくは交付目論見書の追加的記載事項をご覧ください。
上記の料率は、有価証券届出書提出日現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。
 - その他の費用・手数料
以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。
 - 監査法人等に支払われるファンドの監査費用
 - 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
 - 資産を外国で保管する場合の費用 等
 ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
- ※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- ※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。
- ※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

委託会社・その他の関係法人等

| | |
|------|---|
| 委託会社 | <p>ファンドの運用の指図等を行います。</p> <p>三井住友DSアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号</p> <p>加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会</p> <p>ホームページ：https://www.smd-am.co.jp</p> <p>コールセンター：0120-88-2976 [受付時間] 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）</p> |
| 受託会社 | <p>ファンドの財産の保管および管理等を行います。</p> <p>株式会社S M B C信託銀行</p> |
| 販売会社 | <p>ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。</p> |

販売会社

| 販売会社名 | 登録番号 | 日本証券業協会 | 金融商品取引業者 一般社団法人第二種 金融商品取引業協会 | 日本投資顧問業協会 一般社団法人 | 金融先物取引業協会 一般社団法人 | 投資信託協会 一般社団法人 | 備考 |
|------------|--------------------------|---------|------------------------------------|---------------------|---------------------|------------------|----|
| あかつき証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第67号 | ○ | | ○ | ○ | | |
| 東洋証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第121号 | ○ | ○ | | | | |

ベンチマークまたは参考指数に関する注意事項

- ICE BofA グローバル・ハイイールド・コンストレインド指数は、ICE Data Indices, LLC、その関係会社（「ICE Data」）及び/又はその第三者サプライヤーの財産であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社による使用のためにライセンスされています。ICE Data及びその第三者サプライヤーは、その使用に関して一切の責任を負いません。

重要な注意事項

- 当資料は、三井住友DSアセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来に關し述べられた運用方針・市場見通しも変更されることがあります。当資料は三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および契約締結前交付書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等は販売会社にご請求ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。

作成基準日：2025年4月24日